



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
8 月 17 日
号 外 （ 1 ）
月 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 条 例

※滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	6
※滋賀県税条例の一部を改正する条例（税政課）	6
※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税政課）	20
※滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例（DX推進課）	21
※滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（子育て支援課）	21
※滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（道路保全課）	26
※滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例（県民活動生活課）	27

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例（条例第34号）

1 次に掲げる条例について、職員が被害者参加人として裁判所等に出頭することを理由に休暇を願い出たときは、特別休暇を与えることができることとしました。

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）
- (2) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）
- (3) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県税条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 個人の県民税

- (1) 都道府県または市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除額の控除限度額を、所得割額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額とすることとしました。（第21条の2、付則第5条の5関係）
- (2) 公的年金等（所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとしました。（第23条の3の2関係）
- (3) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17第1項各号に掲げる期間内に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に本特例措置を適用する措置を講ずることとしました。（付則第4条の5関係）
- (4) 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和25年度分の個人の県民税および居住年が令和12年であるものまで延長する等所要の措置を講ずることとしました。（付則第5条の4関係）
- (5) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置について、次に掲げる措置を講ずることとしました。

ア 上場株式等を受け入れる非課税口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該非課税口座の廃止の際、当該非課税口座内の上場株式等の配当等の支払および譲渡があったものとして配当割および株式等譲渡所得割を課することとしました。（付則第11条の2の2、付則第14条の3の3関係）

イ 各年度分の個人の県民税について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとしました。（付則第14条の3の2関係）

- (6) 優良住宅地等の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域または浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととしました。(付則第13条の2関係)
- (7) 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得および雑所得については、他の所得と分離して100分の2の税率により申告を通じて所得割を課することとしました。(付則第14条の3の6関係)
- (8) 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額は、当該納税義務者の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとしました。(付則第14条の3の7関係)

2 地方消費税

事業者がデジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、国税庁長官の指定を受けた第2種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなすほか、所要の規定の整備を行うこととしました。(第38条の16の3、第38条の16の4関係)

- (1) 国外事業者が国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。)
- (2) 事業者が行う特定少額資産の譲渡

3 不動産取得税

次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとしました。

- (1) 新築住宅特例適用住宅およびその土地に係る課税標準の特例措置等について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域もしくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅(建替えにより新築された一定の住宅等を除く。)または市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域もしくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅(建替えにより新築された一定の住宅等を除く。)(以下「特定区域内住宅」という。))およびその土地を適用対象から除外することとしました。(第39条の2、第39条の12関係)
- (2) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、事業区域の全部または一部が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業にあっては、一定のものに限定することとしました。(付則第8条関係)
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、特定区域内住宅を適用対象から除外することとしました。(付則第8条関係)

4 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、次のアからキまでに掲げる規定は、当該アからキまでに定める日から施行することとしました。

ア 1(1)から(5)までおよび4(2)の一部 令和9年1月1日

イ 1(6)および4(2)の一部 令和10年1月1日

ウ 2および4(2)の一部 令和10年4月1日

エ 3(1)および(3)ならびに4(2)の一部 令和11年4月1日

オ 3(2)および4(2)の一部 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年法律第23号)の施行の日

カ 4(3)の一部 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年法律第23号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

キ 1(7)および(8)ならびに4(2)の一部 地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日

- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

- (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 地方活力向上地域における課税免除および不均一課税の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとしました。(第5条関係)

2 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、(3)の一部は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和8年法律第29号)附

則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行することとしました。

(2) 1および(3)の一部は、令和8年4月1日から適用することとしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本、登記事項証明書等の書面等については、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用等により、直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合には、添付することを要しないこととしました。(第7条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第38号)

1 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部改正

(1) 看護師等と特定理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者をいう。以下同じ。)のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととしました。(第1条による改正後の付則関係)

(2) 保育所等の設置者は、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。以下同じ。)その他の必要な措置を講ずることとしました。(第1条による改正後の別表第1関係)

(3) 保育所における保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとしました。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表第5関係)

2 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)の一部改正

指定児童発達支援事業者等は、児童対象性暴力等を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。以下同じ。)に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとしました。(第2条による改正後の別表第1および別表第3関係)

3 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部改正

指定福祉型障害児入所施設等の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとしました。(第3条による改正後の別表第1関係)

4 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)の一部改正

(1) 認定こども園に置くこととされている保育士の資格を有する者に代えることができる養護教諭の普通免許状を有する者から、当該認定こども園において主務養護教諭として従事している者を除くこととしました。(第4条による改正後の付則関係)

(2) 看護師等と特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととしました。(第4条による改正後の付則関係)

(3) 満3歳以上の子どもの学級について、1学級の子どもの数を、原則35人以下から原則30人以下に引き下げることとしました。(第4条による改正後の別表第1関係)

(4) 認定こども園に置くこととされている保育士の資格を有する者について、1人に限って、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとしました。この場合において、当該特定理学療法

士等を教育課程に基づく教育に従事させる場合には補助者としなければならない、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第1関係)

- (5) 認定こども園の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、子ども対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとしました。(第4条による改正後の別表第1関係)

5 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年滋賀県条例第72号)の一部改正

- (1) 幼保連携型認定こども園に置くこととされている直接従事職員(副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事するものをいう。以下同じ。)に代えることができる養護教諭の普通免許状を有する者から、当該幼保連携型認定こども園において主務養護教諭として従事している者を除くこととしました。(第5条による改正後の付則関係)
- (2) 看護師等と特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととしました。(第5条による改正後の付則関係)
- (3) 幼保連携型認定こども園の設置者は、新たに主務保育教諭および主務養護教諭を置くよう努めることとしました。(第5条による改正後の別表関係)
- (4) 幼保連携型認定こども園に置くこととされている直接従事職員について、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとしました。この場合において、当該特定理学療法士等を教育課程に基づく教育に従事させる場合には補助者としなければならない、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととしました。(第5条による改正後の別表関係)
- (5) 満3歳以上の子どもの学級について、1学級の子どもの数を、原則35人以下から原則30人以下に引き下げることとしました。(第5条による改正後の別表関係)
- (6) 幼保連携型認定こども園の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、園児対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとしました。(第5条による改正後の別表関係)

6 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第35号)の一部改正

- (1) 保育所の保育士の数の基準について、一定の保育所においては当分の間、従前の例によることとしていた経過措置のうち、満3歳以上満4歳に満たない幼児に係る部分については令和10年3月31日までの経過措置とすることとしました。(第6条による改正後の付則関係)
- (2) 認定こども園の教育および保育に従事する者の数の基準について、一定の認定こども園においては当分の間、従前の例によることとしていた経過措置のうち、満3歳以上満4歳に満たない子どもに係る部分については令和10年3月31日までの経過措置とすることとしました。(第6条による改正後の付則関係)
- (3) 幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員の数の基準について、一定の幼保連携型認定こども園においては当分の間、従前の例によることとしていた経過措置のうち、満3歳以上満4歳に満たない園児に係る部分については、令和10年3月31日までの経過措置とすることとしました。(第6条による改正後の付則関係)

7 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1(2)、2、3、4(5)および5(6)は、令和8年12月25日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 旅客特定車両停留施設に停留することができる旅客特定車両の種類を追加することとしました。(別表第1関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

- 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例（条例第40号）
 - 1 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止することとしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行することとしました。

条	例
---	---

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第34号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「参考人等」の右に「または被害者参加人」を加える。

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成 6 年滋賀県条例第49号）第19条第 4 号
- (2) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第20条第 4 号
- (3) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）第19条第 4 号

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第35号

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第21条各号列記以外の部分中「合計所得金額」の右に「（法第23条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 1 号アの表（6）の項中「（法第23条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この表において同じ。）」を削り、同表（8）の項中「控除対象扶養親族をいう。以下この表」の右に「ならびに第23条の 3 の 2 第 2 項第 2 号および第 3 号」を加える。

第21条の 2 第 2 項中「（当該金額が当該納税義務者の前 2 条の規定を適用した場合の所得割の額の 100 分の20に相当する金額を超えるときは、当該 100 分の20に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前 2 条の規定を適用した場合の所得割の額の 100 分の20に相当する金額と 772,000 円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第23条の 3 の 2 第 2 項を次のように改める。

- 2 次に掲げる者は、法第 317 条の 3 の 3 の規定に基づく市町民税に係る扶養親族等申告書と併せて法第45条の 3 の 3 の規定に基づく県民税に係る扶養親族等申告書を、同条に規定する公的年金等支払者を経由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に

提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号において同じ。）（退職手当等（第27条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）もしくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第8条の2の3に規定する金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。）もしくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第38条の16第1項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）」を「同法」に改める。

第38条の16の3の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第1種プラットフォーム事業者」に改め、同条中「消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内において行う同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供（同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）」を「消費税法第15条の2第1項に規定する電気通信利用役務の提供」に、「同法第15条の2第1項」を「同項」に改め、「デジタルプラットフォーム」の右に「（次条において「デジタルプラットフォーム」という。）」を加え、「特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）」を「第1種プラットフォーム事業者」に、「当該特定プラットフォーム事業者」を「当該第1種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第2種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用）

第38条の16の4 消費税法第15条の3第1項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第2種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第2種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

第39条の2第1項中「限る。）」の右に「(次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外または都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域(第2号において「市街化調整区域」という。)のうち第2号アもしくはイに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第39条の12第1項において「特定区域内住宅」という。)の新築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。))を除く。))」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者または当該所有者の2親等以内の親族が居住の用に供し、または供していた住宅でその居住の用に供し、または供していた期間として施行令第37条の18第1項に規定する期間が5年以上であるもののうち同条第2項に規定するものの建替えにより新築された住宅を除く。)

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で施行規則第7条の6第1項に規定するもの

イ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域

(2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅および農業、林業または漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。)

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で施行規則第7条の6第3項に規定するもの

第39条の2第11項中「第118条の25の3第3項」を「第118条の25の2第3項」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第12項第1号中「第91条第4項」を「第91条第3項」に改め、同項第2号中「第111条」を「第111条第3項」に改める。

第39条の12第1項中「住宅(」の右に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

第65条第1項中「第6号」を「第5号」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項および第3項中「第6号」を「第5号」に改める。

第72条中「総務省令で定める」を「施行規則第9条に規定する」に改める。

第73条第1項中「総務省令で定める」を「施行規則第9条の2に規定する」に改める。

付則第4条の3第1項および付則第4条の4第1項中「第3項第1号」を「第3項第2号」に改める。

付則第4条の5中「から令和9年度まで」を「以後」に改め、「支払った場合」の右に「(同

条第1項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。)」を加える。

付則第5条の4第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年」を「平成21年から令和12年」に改め、同項第1号中「第5項までもしくは第10項から第21項まで」を「第18項まで」に改め、「(平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)」を削り、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改める。

付則第5条の5中「または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるとき」を「、付則第14条の3の6第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるとき」に改め、「(当該金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

付則第5条の5第5号中「または」を「、付則第14条の3の6第1項または」に改める。

付則第5条の6中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第21条の2および前条の規定の適用については、当分の間、第21条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

付則第7条中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

付則第8条第6項中「第25条に規定する認定事業」の右に「(その事業区域の全部または一部が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にあるものにあつては、施行令附則第7条第11項に規定する要件を満たすものに限る。)」を加え、「平成27年4月1日」を

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年法律第23号)の施行の日」に改め、同条第7項中「の新築を」を「(第39条の2第1項に規定する特定区域内住宅を除く。)の新築を令和11年4月1日から」に改め、「まで」の右に「の間」を、「当該取得が」の右に「令和11年4月1日から」を加え、同条第13項中「同条第13項」を「同条第17項」に改め、同条第16項中「うち政令で定める」を「うち施行令附則第7条第25項に規定する」に、「で政令で定める」を「で同条第26項に規定する」に改める。

付則第10条の3第1項中「総務省令で定めるものをいう。次項第2号」を「施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次項第2号」に、「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定める」を「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第2項に規定する」に、「総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定める」を「施行規則附則第5条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定する」に、「その他の総務省令で定める」を「その他の施行規則附則第5条第4項に規定する」に、「資するもので総務省令で定める」を「資するもので施行規則附則第5条第5項に規定する」に改め、同項第1号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第5条第6項に規定する」に改め、同条第2項第2号中「」で総務省令で定める」を「」で施行規則附則第5条の2第1項に規定する」に、「同条第1項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるもの(」を「施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの(」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第3項に規定する」に改め、同条第3項第1号中「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1」を「施行規則附則第5条の2第4項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1」に、「同項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1」を「施行規則附則第5条の2第5項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1」に、「勘案して総務省令で定める」を「勘案して施行規則附則第5条の2第6項に規定する」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第7項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1」を「施行規則附則第5条の2第8項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1」に、「同項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1」を「施行規則附則第5条の2第9項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第10項に規定する」に改め、同項第3号中「総務省令で定めるものまたは同項」を「施行規則附則第5条の2第11項に規定するものまたは同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに」を「施行規則附則第5条の2第12項に規定するものに」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第13項に規定する」に改める。

付則第10条の3の2第1項および第2項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2の2に規定する」に改める。

付則第10条の3の3第1項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2の3に規定する」に改める。

付則第11条の2第1項中「第3項第1号」を「第3項第3号」に改め、同条第3項第4号を同項第6号とし、同項第3号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに

法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」とを削り、同号を同項第5号とし、同項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第33条の2第3項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

(2) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第8条の4第3項第2号の規定により適用されるところによる。

付則第11条の2第4項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第11条の2の2第1項中「付則第14条の3の3および」を「付則第14条の3の4および」に、「付則第14条の3の4第1項」を「付則第14条の3の5第1項」に、「付則第14条の3の3第3項」を「付則第14条の3の4第3項」に改め、同条第2項中「おける」の右に「第17条第1項第6号および」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を付則第11条の2の3とし、付則第11条の2の次に次の1条を加える。

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の2の2 租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この項、付則第14条の3の2および付則第14条の3の3第1項において「非課税口座」という。）および同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、付則第14条の3の2第3項および付則第14条の3の3第1項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第37条の14第4項第1号に規定する基準年（付則第14条の3の2第3項および付則第14条の3の3第1項において「基準年」という。）の前年12月31日までに当該非課税口座または特定課税未成年者口座につき同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項、付則第14条の3の2第3項および付則第14条の3の3第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第9条の8第1項第3号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第9条の8第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第17条第1項第6号および第36条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

付則第12条第1項第1号中「第3項第2号」を「第3項第3号」に改め、同条第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の3第5項の規定による市町民税の所得割の額」と」を削り、同号を同項第5号

とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第33条の3第3項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

付則第12条第4項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の3第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第13条第1項中「第3項第2号」を「第3項第3号」に改め、同条第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第34条第4項の規定による市町民税の所得割の額」と」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第34条第3項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

付則第13条第4項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第34条第4項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第13条の2第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域または特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項または第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第14条第1項中「第4項第2号」を「第4項第3号」に改め、同条第4項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条第5項の規定による市町民税の所得割の額」と」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第

21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第35条第4項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

付則第14条第5項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第14条の2第1項中「第3項第2号」を「第3項第3号」に改め、同条第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の2第6項の規定による市町民税の所得割の額」と」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第35条の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

付則第14条の2第4項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第14条の2の2第1項中「前条第3項第2号」を「前条第3項第3号」に改め、同条第2項中「付則第14条の3の3」を「付則第14条の3の4」に改める。

付則第14条の2の3第2項中「付則第14条の3の3」を「付則第14条の3の4」に改める。

付則第14条の3の2第1項中「同法第37条の14第5項第1号に規定する」および「(以下この条において「非課税口座」という。)」を削り、「定める」を「規定する」に改め、同条第2項中「含む。以下この項」の右に「および次項第4号」を、「金額(以下この項)の右に「および次項」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 非課税口座および特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座または特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の2第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定するところにより、第1号から第3号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。
 - (1) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得または雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
 - (2) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第

37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管または非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の13第32項に規定する事由による移管または返還を除く。以下この号および第4号において同じ。)があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管または返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3) 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等および契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管または返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管または返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

(5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等(租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ(2)に規定する譲渡または贈与がされたものを除く。)の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

付則第14条の3の4を付則第14条の3の5とし、同条の次に次の2条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の3の6 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4第1項に規定するところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第3号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する

県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第35条の3の6第2項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。
 - (2) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第38条の2第2項第2号の規定により適用されることによる。
 - (3) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
 - (4) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (5) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。
- 3 法附則第35条の3の6第4項の規定の適用がある場合には、付則第4条の2の2第1項第3号の規定の適用については、同号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条の3の6第4項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第14条の3の7 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特

定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書(法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6の5第1項に規定するところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

- 2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6の5第2項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6の5第3項に規定するところにより計算した金額をいう。

- 3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

- 4 前3項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第18条の6の5第6項および第8項に規定するところによる。

付則第14条の3の3第3項第2号中「(昭和32年政令第43号)第25条の13の8第8項」を「第25条の13の8第9項」に改め、同条を付則第14条の3の4とし、付則第14条の3の2の次に次の1条を加える。

(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の3の3 非課税口座および特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座または特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14第8項の規定の適用があつたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第36条の15に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第17条第1項第7号、第36条の18第1項および第2項ならびに第36条の19第1項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座(以下この号および第36条の18第1項において「非課税口座」という。)および同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当

該非課税口座の廃止（第36条の18第1項および第2項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第36条の18第1項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第1項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第2項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、第36条の19第1項中「年の翌年の1月10日（施行令第9条の20第1項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日）」とあるのは「月の翌月10日」と、「法第71条の51第2項」とあるのは「法附則第35条の3の3第2項の規定により読み替えて適用される法第71条の51第2項」とする。

付則第14条の4第1項中「次項第2号」を「次項第3号」に改め、同条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の4第4項の規定による市町民税の所得割の額」と」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第35条の4第2項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

付則第14条の4第3項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の4第4項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第14条の4の2第2項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第4項中「第15項に定める」を「第8項に規定する」に改める。

付則第21条第1項の表第1項第1号の項中「第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは第41条の2」を「第18項までもしくは第41条の2」に改める。

付則第22条第3項中「政令で定める」を「施行令附則第31条第3項に規定する」に改め、同条第4項中「政令で定める」を「施行令附則第31条第4項に規定する」に改め、同条第5項中「政令で定める」を「施行令附則第31条第5項に規定する」に改める。

付則第25条中「政令で定める」を「施行令附則第32条第1項に規定する」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第21条の2第2項および第23条の3の2第2項の改正規定ならびに付則第4条の5ならびに第5条の4第1項および第3項の改正規定、付則第5条の5の改正規定（第7号に掲げる改正規定を除く。）、付則第11条の2の2の改正規定、同条を付則第11条の2の3とし、付

則第11条の2の次に1条を加える改正規定、付則第14条の2の2第2項、第14条の2の3第2項および第14条の3の2の改正規定、付則第14条の3の4を付則第14条の3の5とする改正規定、付則第14条の3の3を付則第14条の3の4とし、付則第14条の3の2の次に1条を加える改正規定ならびに付則第21条第1項の表第1項第1号の項の改正規定ならびに付則第3項から第5項までの規定 令和9年1月1日

(2) 付則第5条の6、第7条および第13条の2の改正規定ならびに付則第7項および第8項の規定 令和10年1月1日

(3) 第38条の16第1項の改正規定、第38条の16の3（見出しを含む。）の改正規定および同条の次に1条を加える改正規定ならびに付則第10項の規定 令和10年4月1日

(4) 第39条の2第1項および第39条の12第1項の改正規定ならびに付則第8条第7項の改正規定ならびに付則第12項、第13項および第15項の規定 令和11年4月1日

(5) 付則第8条第6項および第13項の改正規定ならびに付則第14項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日

(6) 第39条の2第11項および第12項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(7) 付則第5条の5の改正規定（「または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるとき」を「、付則第14条の3の6第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるとき」に改める部分および同条第5号に係る部分に限る。）および付則第14条の3の4を付則第14条の3の5とし、同条の次に2条を加える改正規定（付則第14条の3の4を付則第14条の3の5とする部分を除く。）ならびに付則第6項および第9項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日
（県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがある場合を除き、この条例による改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 付則第1項第1号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例（第5項において「9年1月新条例」という。）第21条の2第2項および付則第5条の5の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和9年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第23条の3の2第2項の規定は、付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第23条の3の2第2項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の滋賀県税条例第23条の3の2第2項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 9年1月新条例付則第5条の4の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税

法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅および同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)もしくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等または当該特例増改築等に係る部分に限る。)または同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)もしくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)または同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 6 付則第1項第7号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例付則第5条の5の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、同日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例付則第13条の2第4項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第13条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 8 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から同項第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第13条の2第4項の適用については、同項中「地すべり等防止法」とあるのは「地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)」と、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」とあるのは「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」と、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」とする。
- 9 新条例付則第14条の3の6および付則第14条の3の7の規定は、付則第1項第7号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
(地方消費税に関する経過措置)
- 10 新条例第38条の16の4の規定は、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に事業者が行う同条に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 11 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 12 新条例第39条の2第1項の規定は、付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 13 新条例第39条の12第1項の規定は、付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 14 新条例付則第8条第6項の規定は、付則第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 15 新条例付則第8条第7項の規定は、付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第36号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「第7項」を「第8項」に改める。

第5条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同項第1号中「（同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る。以下この号および次項において「特定第3種特別償却設備」という。）」を削り、「特定第3種特別償却設備に」を「第3種特別償却設備（同法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。次項において「特定第3種特別償却設備」という。）に」に改める。

第6条中「第7項」を「第8項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第8号アおよび第6条の改正規定は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和8年法律第29号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日か

ら施行する。

- 2 改正後の第 5 条第 1 項および第 2 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第 37 号

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（添付書面等の省略）

第 7 条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合には、添付することを要しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第 38 号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「この項」の右に「および次項」を、「の保育士」の右に「（別表第 3 第 2 項

第 1 号エに規定する保育士をいい、付則第 4 項もしくは第 6 項または別表第 5 第 2 項第 3 号の規定により保育士とみなされる者および同号の規定による支援を行う者を除く。）」を加え、付則第 9 項を付則第 10 項とし、付則第 8 項を付則第 9 項とし、付則第 7 項を付則第 8 項とする。

付則第 6 項中「第 2 項、第 3 項および前項」を「付則第 2 項および第 4 項ならびに前項ならびに別表第 5 第 2 項第 3 号」に、「別表第 5 第 2 項第 2 号」を「同項第 2 号」に改め、同項を付則第 7 項とし、付則第 5 項を付則第 6 項とし、付則第 4 項を付則第 5 項とし、付則第 3 項を付則第 4 項とし、付則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項および別表第 5 第 2 項第 3 号の規定により看護師等および同号に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同号の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第 1 第 4 項に次の 1 号を加える。

(5) 設置者（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センターおよび里親支援センターの設置者を除く。）は、法第 45 条第 7 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

別表第 5 第 2 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下この号において「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（付則第 2 項、第 4 項または第 6 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 2 条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 12 号に次のように加える。

オ 指定児童発達支援事業者は、法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴

力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下オにおいて同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

別表第 1 第 3 項第 3 号中「から第 13 号まで」を「、第 11 号、第 12 号アからエまで、第 13 号」に改める。

別表第 3 第 3 項中「から第 13 号まで」を「、第 11 号、第 12 号アからエまで、第 13 号」に、「まで掲げる」を「までに掲げる」に改める。

（滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 3 条 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 10 項に次の 1 号を加える。

- (5) 設置者は、法第 24 条の 11 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

（滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正）

第 4 条 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「いう。」の右に「次項および」を、「主幹養護教諭」の右に「、主務養護教諭」を加える。

付則第 7 項の表に次のように加える。

別表第 1 の 5 (4)（別表第 2 の 4 において適用する場合を含む。）	別表第 1 の 5 (2) の保育士の資格を有する者	別表第 1 の 5 (4) に規定する特定理学療法士等
---	----------------------------	-----------------------------

付則に次の 1 項を加える。

8 付則第 6 項および別表第 1 の 5 (4)（別表第 2 の 4 において適用する場合を含む。）の規

定により看護師等および別表第1の5(4)に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者(同表の5(4)(別表第2の4において適用する場合を含む。))の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1の4(4)中「35人」を「30人」に改め、同表の5に次のように加える。

(4)(2)ならびに(3)アおよびエの保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該特定理学療法士等を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、(3)に定める資格を有する職員の補助者としなければならない、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1の10に次のように加える。

(12) 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、子ども対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講ずること。

別表第2の4中「(3)まで」を「(4)まで」に改め、同表の9中「(11)」を「(12)」に改める。

(滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年滋賀県条例第72号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「主幹養護教諭」の右に「、主務養護教諭」を加える。

付則第10項中「付則第7項および付則第8項」を「第7項および第8項ならびに別表第2項第5号」に、「ならびに看護師等」を「、看護師等ならびに同号に規定する特定理学療法士等」に、「別表第2項第3号」を「同項第3号」に改め、付則第15項を付則第16項とし、付則第12項から第14項までを1項ずつ繰り下げる。

付則第11項中「付則第14項」を「付則第15項」に改め、同項を付則第12項とし、付則第10項の次に次の1項を加える。

- 11 付則第 8 項および別表第 2 項第 5 号の規定により看護師等および同号に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同項第 3 号に規定する直接従事職員（同項第 5 号の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第 2 項第 2 号中「または指導保育教諭、主幹養護教諭」を「、指導保育教諭または主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭」に改め、同項第 3 号中「指導保育教諭」の右に「、主務保育教諭」を加え、同項中第10号を第11号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 直接従事職員については、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下この号において「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該特定理学療法士等を法第10条第 1 項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、直接従事職員の補助者としなければならない、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第 3 項第 1 号イ中「35人」を「30人」に改め、同表第 7 項に次の 1 号を加える。

- (5) 設置者は、法第13条第 6 項において準用する法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、園児対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和 6 年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「別表第 5 第 2 項第 2 号」を「（次項において「新児童福祉施設基準条例」という。）別表第 5 第 2 項第 2 号」に改め、「同号」の右に「（ウに係る部分に限る。）」を加

え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間は」に改める。

付則第4項中「別表第2項第3号」を「(次項において「新幼保連携型認定こども園基準条例」という。)別表第2項第3号」に改め、「、同号」の右に「(ウに係る部分に限る。)」を加え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間は」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第3項中「別表第1の4(2)」を「(次項において「新認定こども園認定条例」という。)別表第1の4(2)」に改め、「同表の4(2)」の右に「(ウに係る部分に限る。)」を加え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間は」に改め、同項を付則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 新認定こども園認定条例別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数を確保することが困難であると知事が認める認定こども園については、同表の4(2)(エに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

付則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 新児童福祉施設基準条例別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数を確保することが困難であると知事が認める保育所については、同号(エに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

付則に次の1項を加える。

- 7 新幼保連携型認定こども園基準条例別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数を確保することが困難であると知事が認める幼保連携型認定こども園については、同号(エに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第1第4項の改正規定、第2条および第3条の規定、第4条中滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第1の10および別表第2の9の改正規定ならびに第5条中滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例別表第7項の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第4条の規定による改正後の滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第1の4(4)の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児の数については、第5条の規定による改正後の滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例別表第3項第1号イの規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例による。

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために

必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第39号

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 6 項第 1 号中「第 3 号まで」を「第 7 号までおよび第 9 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第40号

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

